

★ 通訳案内士法施行細則の一部を改正する規則（規則第五十三号）（観光課）

一 改正の要旨

地域通訳案内士制度を導入したことに伴い、広島県地域通訳案内士の登録手続等を定めるため、必要な改正を行った。

二 施行期日

平成三十年十二月六日